

豊橋浄水場再整備等事業入札説明書等 変更箇所一覧

入札説明書

No	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	39	3 (8) コ	<p>コ 契約保証金の納付等</p> <p>(ア) 事業者は、財務規程第132条に基づく契約保証金を納めなければなりません。当該契約保証金の金額は、<u>各事業年度において、サービス購入料Aの総額から前事業年度末までに部分引渡しを完了した新施設に相当するサービス購入料Aの額を控除した金額の10分の1以上とし、再整備期間が終了するまでこれを維持しなければなりません。</u></p> <p>中略</p> <p><u>(オ) 契約保証金の納付は原則一括納付とします。ただし、(イ)又は(ウ) bの方法で提供する場合において、契約締結時に保険契約又は保証の期間（以下「保険期間等」という。）を再整備期間が終了するまで設定することができない場合は、保険期間等を区切ることができます。この場合、保険期間等は可能な限り長い期間を設定してください。</u></p>	<p>コ 契約保証金の納付等</p> <p>(ア) 事業者は、財務規程第132条に基づく契約保証金を納めなければなりません。当該契約保証金の金額は、サービス購入料Aの総額の10分の1以上とし、再整備期間が終了するまでこれを維持しなければなりません。</p> <p>中略</p> <p>(追加)</p>
2	50	別紙3 3 (1)	<p>(1) サービス購入料の変更</p> <p>ア 県又は事業者は、<u>入札公告から再整備期間が終了するまでの間に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス購入料Aが不相当となったと認めるときは、相手方に対してサービス購入料Aの変更を請求することができます。</u></p> <p>中略</p>	<p>(1) サービス購入料の変更</p> <p>ア 県又は事業者は、<u>再整備期間内で特定事業契約締結の日から12ヶ月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス購入料Aが不相当となったと認めるときは、相手方に対してサービス購入料Aの変更を請求することができます。</u></p> <p>中略</p>

			<p>エ アの規定による請求は、本規定によりサービス購入料Aの変更を行った後再度行うことができます。この場合において、アで「<u>入札公告から再整備期間が終了するまでの間</u>」とあるのは、「<u>再整備期間内で直前の本規定に基づくサービス購入料Aの変更の基準とした日から12ヶ月を経過した後</u>」とするものとします。</p>	<p>エ アの規定による請求は、本規定によりサービス購入料Aの変更を行った後再度行うことができます。この場合において、アで「<u>特定事業契約締結の日</u>」とあるのは、「<u>直前の本規定に基づくサービス購入料Aの変更の基準とした日</u>」とするものとします。</p>
3	52	別紙3 3(2)	<p><b>【計算式】</b></p> <p><math>  (SSPI_t / SSPI_x) - 1   &gt; 1.5\%</math> のとき  <math>AP_t = AP_t' \times (SSPI_t / SSPI_o)</math></p> <p><math>  (SSPI_t / SSPI_x) - 1   \leq 1.5\%</math> のとき  <math>AP_t = AP_t' \times (SSPI_x / SSPI_o)</math></p> <p><math>AP_t</math> = 改定後の t 年度のサービス購入料 B～D  <math>AP_t'</math> = 入札時に提案された t 年度のサービス購入料 B～D  <math>SSPI_t</math> = t 年度の前年度の指数  <math>SSPI_o</math> = 2024 年度の指数  <math>SSPI_x</math> = 前回改定時の前年度の指数<sup>54</sup>  なお、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。</p> <p><sup>54</sup> ただし、初回改定時は、2024 年度の指数とします。</p>	<p><b>【計算式】</b></p> <p><math>  (SSPI_t / SSPI_x) - 1   &gt; 1.5\%</math> のとき  <math>AP_t = AP_t' \times (SSPI_t / SSPI_o)</math></p> <p><math>  (SSPI_t / SSPI_x) - 1   \leq 1.5\%</math> のとき  <math>AP_t = AP_t' \times (SSPI_x / SSPI_o)</math></p> <p><math>AP_t</math> = 改定後の t 年度のサービス購入料 B～D  <math>AP_t'</math> = 入札時に提案された t 年度のサービス購入料 B～D  <math>SSPI_t</math> = t 年度の前年度の指数の<u>平均値</u>  <math>SSPI_o</math> = 2024 年 12 月からさかのぼって 1 年間の指数の<u>平均値</u>  <math>SSPI_x</math> = 前回改定時の前年度の指数の<u>平均値</u><sup>54</sup>  なお、1円未満の端数が生じた場合は切り捨てとします。</p> <p><sup>54</sup> ただし、初回改定時は、2024 年 12 月からさかのぼって 1 年間の指数の<u>平均値</u>とします。</p>
4	52	別紙3 3表 サービス購入料の改定の指標	<p><u>建築保全業務労務単価（愛知地区）（保全技師・保全技術員等日割基礎単価の全職種平均）</u> / <u>国土交通省</u></p>	<p><u>消費税を除く企業向けサービス価格指数（総平均）</u> / <u>日本銀行</u></p>

5	54	別紙4 1 (2)	(2) 固定料金及び変動料金単価 <u>当初の固定料金及び変動料金単価の構成項目ごとの金額は、次のとおりとします。ただし、「物価改定対象項目の合計」は次の3 (1) エによって改定し、「内訳」の各費用項目の金額は次の3 (1) オによって変更します。</u>	(2) 固定料金及び変動料金単価 固定料金及び変動料金単価の構成項目ごとの金額は、次のとおりとします。
6	56	別紙4 3 (1) ウ	(*1) 初回改定時は1 (2) に記載の当初の金額に基づき計算する。 <u>2回目以降は次のオによって前回改定時に変更された各費用項目の金額に基づき計算する。</u>	(*1) 初回改定後も、1 (2) に記載の当初の金額に基づき計算する。
7	56	別紙4 3 (1) エ	エ <u>物価改定対象項目の合計額の改定の計算式</u>	エ 改定の計算式
8	57	別紙4 3 (1) オ	オ <u>各物価改定対象項目の額の改定の計算式</u> <u>物価変動によって利用料金を改定する場合、1 (2) の表の「内訳」に示す各費用項目の額を、下表のとおり変更します。なお、下表における (*2) 及び (*3) は、3 (1) ウの計算式の (*2) 及び (*3) と対応しています。</u> 表追加	(追加)
9	58	別紙4 3 (4)	<u>(4) 利用料金を物価変動によって改定する場合の更新対象残存価値上限額の改定</u> <u>(1) によって利用料金を改定する場合、更新対象残存価値上限額のうち、事業提案書における更新計画で当該改定の翌年度以降に予定されていた更新に係る部分についても、下表のとおり変更します。なお、下表における (*2) 及び (*3) は、3 (1) ウの計算式の (*2) 及び (*3) と対応しています。</u> 表追加	(追加)

落札者決定基準

No	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	11	別表 審査 項目 ④ - 2 CO2 排出量	<p>前略</p> <p>ただし、モニタリングに活用することを想定する資料が明確にされていない場合は評価の対象としない。</p> <p>また、CO2 排出量として 0 またはマイナスの値を提案する応募者が存在した場合、当該応募者については本項目を満点とする。</p> <p><u>この場合、計算式を「CO2 排出量としてプラスの値を提案した応募者中最小の送水量あたりの CO2 排出量／当該応募者の送水量あたりの CO2 排出量×満点×0.75」に読み替える。</u></p>	<p>前略</p> <p>ただし、モニタリングに活用することを想定する資料が明確にされていない場合は評価の対象としない。</p>

様式集 (Excel)

No	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	1	G-2-⑥	<p>※ 円単位未満を切り捨てて計算してください。<u>ただし、変動料金単価については、0.1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額としてください。</u></p>	<p>※ 円単位未満を切り捨てて計算してください。</p>

特定事業契約書（案）

No	該当箇所		新	旧
	頁	項目		
1	3	第9条2項	2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、サービス購入料Aの総額から前事業年度末までに部分引渡しを完了した新施設に相当するサービス購入料Aの額を控除した金額（いずれも消費税等を含む。）の10分の1以上としなければならない。	2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、サービス購入料Aの総額（消費税等を含む。）の10分の1以上としなければならない。
2	6	第14条3項	3 事業者は、要求水準書等に基づき、運営開始予定日までに、事業者譲渡対象資産（もしあれば）の譲受を完了しなければならない。事業者譲渡対象資産の譲渡については、別紙6（物品譲渡契約書）の様式に従って物品譲渡契約を締結する。	3 事業者は、要求水準書等に基づき、運営開始予定日までに、事業者譲渡対象資産（もしあれば）の譲渡を完了しなければならない。事業者譲渡対象資産の譲渡については、別紙6（物品譲渡契約書）の様式に従って物品譲渡契約を締結する。
3	34	第80条4項	4 <u>新施設以外の運営権設定対象施設のうち、事業者の責めに帰すべき事由によらず要求水準書別紙18に示す施設利用年数（ただし、要求水準書別紙18に施設利用年数が示されていない施設にあつては、地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第15条に規定する法定耐用年数）を超過したものに関して、事業者が運営業務における修繕に要した費用は、事業者が適切な保守・点検によって修繕の実施を最小限にするための合理的な努力を尽くしていると県が認められる場合には、県が直接事業者に補償することにより負担する。</u>	(追加)

4	38	第 88 条 3 項	<p>3 県は、事業者に対し、各月において利用者から収受する料金等のうち、利用料金相当額を、利用者が県に支払う料金等が県の指定する銀行口座に着金する日の属する月の末日までに、事業者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。</p>	<p>3 県は、事業者に対し、各月において利用者から収受した料金等及び利用料金の合計額のうち、利用料金相当額を、利用者が県に支払った利用料金が県の指定する銀行口座に着金した日の属する月の翌月の末日（ただし、料金等及び利用料金の支払期限が月末であり、かつ土曜日、日曜日又は祝日その他銀行の休日であることにより、当該銀行口座に料金等及び利用料金が着金した日が、本来着金すべき日の翌月となる場合には、当該月の末日）までに、事業者の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。</p>
5	48	第 106 条 1 項 2 号	<p>(2) <u>運営権設定対象施設において取水される原水におけるかび臭の発生等の突発的な水質の悪化によって本事業の実施に重大な悪影響を及ぼす程度の追加費用が事業者が生じた場合、事業者は、県に対して、当該追加費用の負担に関する協議を申し入れることができる。</u>  <u>県は、当該追加費用を負担する場合、直接事業者に補償することにより負担する。</u></p>	<p>(追加)</p>
6	54	第 118 条 1 項 1 号	<p>(1) 新施設の引渡前  <u>サービス購入料 A の総額から解除時点の事業年度の前事業年度末までに部分引渡しを完了した新施設に相当するサービス購入料 A の額を控除した金額（いずれも消費税等を含む。）の 10% に相当する金額</u></p>	<p>(1) 新施設の引渡前  サービス購入料 A の総額（消費税等を含む。）の 10% に相当する金額</p>